

【作成例】 ●●●部分等に必要事項を記入してください。
作成後、本文は削除願います。

「●●●●（施設名）」における
洪水時の避難確保計画

令和●●年●●月

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「●●●●●
(施設名)」の利用者の洪水時（内水時）の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の適用範囲

この計画は、「●●●●● (施設名)」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3 防災体制

(1) 洪水の場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	・洪水注意報発表	・水位情報や洪水予報等の情報収集 ・気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員 氏名●●●●●
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・【警戒レベル3】避難準備情報の発令（避難行動に時間を要する方は避難開始） ・洪水警報発表 ・関係河川（観測所）において氾濫注意情報発表	・避難行動に時間を要する方は避難開始	避難誘導要員 氏名●●●●●
		・水位情報や洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員 氏名●●●●●
		・使用する資器材の準備	避難誘導要員 氏名●●●●●
		・保護者、家族への事前連絡	情報収集伝達要員 氏名●●●●●
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・【警戒レベル4】避難勧告又は避難指示の発令 ・関係河川（観測所）において氾濫警戒情報発表	・周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員 氏名●●●●●
		・避難誘導	避難誘導要員 氏名●●●●●
		・	

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記入する。

※ 上記のほか、施設の管理権原者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 自力移動困難者については、避難の判断を含めて検討することが望ましい。

※ 自力移動困難者の早期避難が必要な場合がある。

(2) 内水の場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨又は台風に関する気象情報発表 ・大雨注意報発表	・気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・大雨警報発表	・水位情報や洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・使用する資器材の準備	避難誘導要員
		・保護者、家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		・周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・当該区域内において、内水氾濫のおそれがあるとき ・近隣の排水ポンプが揚水不能となった場合 ・浸水の前兆を確認した場合	・避難誘導	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記入する。

※ 上記のほか、施設の管理権原者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 自力移動困難者については、避難の判断を含めて検討することが望ましい。

※ 自力移動困難者の早期避難が必要な場合がある。

≪用語の解説≫

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

- 警戒レベルの制度については、以下のウェブサイトで確認できる。
- <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>
- 水位の情報は、以下のウェブサイトから入手することができる。
<http://www.river.go.jp/>

(解説1)

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報 (※)	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

※ 洪水に関する特別警報は発表されない。

(解説2)

警戒レベル段階	発令機関	取るべき行動
レベル1	気象庁	災害への心構えを高める
レベル2	気象庁	ハザードマップ等で避難行動を確認する
レベル3	市町村（避難準備・高齢者等避難開始）	避難行動に時間を要する方は避難開始。それ以外の人も避難準備を開始
レベル4	市町村（避難勧告・避難指示）	危険区域外の少しでも安全な場所に、速やかに避難を開始
レベル5	-	災害が既に発生している状態。命を守るための最善の行動をとる

(解説3)

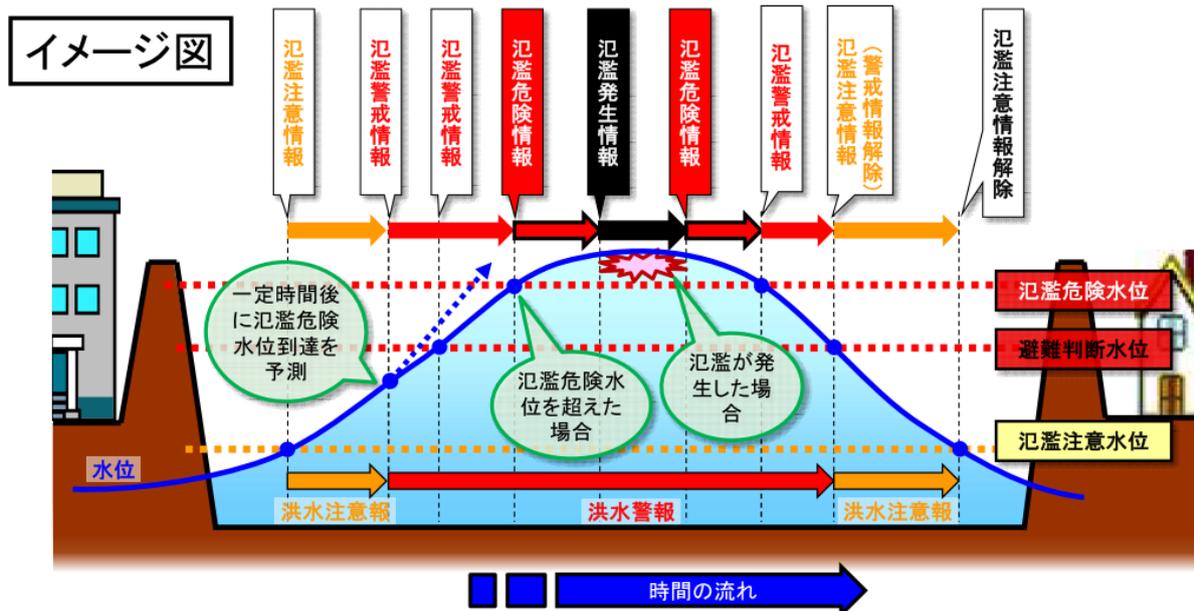
洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市・住民・避難行動要支援者に求められる行動
<p>●●川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)</p>	<p>●●川●●水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p>	<p>氾濫の発生に対する注意を求める段階</p>
<p>●●川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)</p>	<p>[洪水予報] ・ ●●川●●水位観測所の水位が一定時間後に<u>氾濫危険水位</u>（市の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合 ・ ●●川●●水位観測所の水位が<u>避難判断水位</u>（市の避難準備情報の発表判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>[水位到達情報] ●●川●●水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合</p>	<p>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</p> <p>避難行動要支援者（避難行動に時間を要する方）は避難準備情報発令で避難開始</p>
<p>●●川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)</p>	<p>●●川の水位が<u>氾濫危険水位</u>（市の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達した場合</p>	<p>いつ氾濫してもおかしくない状態</p> <p>避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</p>

※避難判断水位：避難準備情報を発令する基準（避難行動に時間を要する方は避難開始）

※氾濫危険水位：避難勧告を発令する基準（通常の避難行動ができる方）

※自力移動困難者については、避難の判断を含めて検討することが望ましい。

※自力移動困難者の早期避難が必要な場合がある。



4 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁等情報提供機関のウェブサイト）、防災ネットだいせん
洪水予報、水位到達情報	川の防災情報 (http://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do) 秋田県河川砂防情報システム (http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/) テレビ、ラジオ、緊急速報メール、防災ネットだいせん
避難勧告・避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のホームページ）、防災ネットだいせん、Yahoo! 防災速報（スマートフォンアプリ）、緊急速報メール、大仙市 SNS (Twitter、Facebook、LINE) 広報車

情報伝達に係る大仙市への登録先

緊急時の連絡先	FAX
●●-●●●●	●●-●●●●
メールアドレス	
●●●●●●	

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- ・別紙1「体制ごとの施設内緊急連絡網」平日（平時）、休日（夜間等）に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ・警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、家族に対し、「非常体制に移行した場合には●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- ・非常体制に移行した場合には、大仙市災害対策本部（TEL63-1111）に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。避難完了後も同様に連絡をする。
- ・非常体制に移行した場合には、家族に対し、「非常体制に移行したので、●●●●（避難場所）へ避難する。」旨を連絡する。避難完了後も同様に連絡をする。児童等、引き渡しが必要な施設にあっては引き渡し場所、時間等必要事項を家族及び大仙市災害対策本部へ連絡する。
- ・状況により、「災害用伝言ダイヤル」の利用を検討する。
- ・その他必要事項を大仙市災害対策本部に報告する。

5 避難誘導

(1) 避難場所

- ・ 避難場所は、●●区●●町●丁目「●●避難場所」とする。
- ・ 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、想定浸水深及び実際の浸水深を考慮して、一時避難場所として本施設●棟の●階へ垂直避難を検討する。

(2) 避難経路

- ・ 避難場所までの避難経路（方向）については、別紙2「避難経路（方向）図」のとおりである。

(3) 避難誘導方法

- ・ 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（●●町●丁目「●●避難場所」）までの順路、道路状況について説明する。
- ・ 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・ 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- ・ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・ 浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6 避難の確保を図るための施設の整備

- ・ 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- ・ これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、搬送具、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料、医薬品、寝具・防寒具 カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

7 防災教育及び訓練の実施

- ・ 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

8 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

- ・ 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- ・ 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添 1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

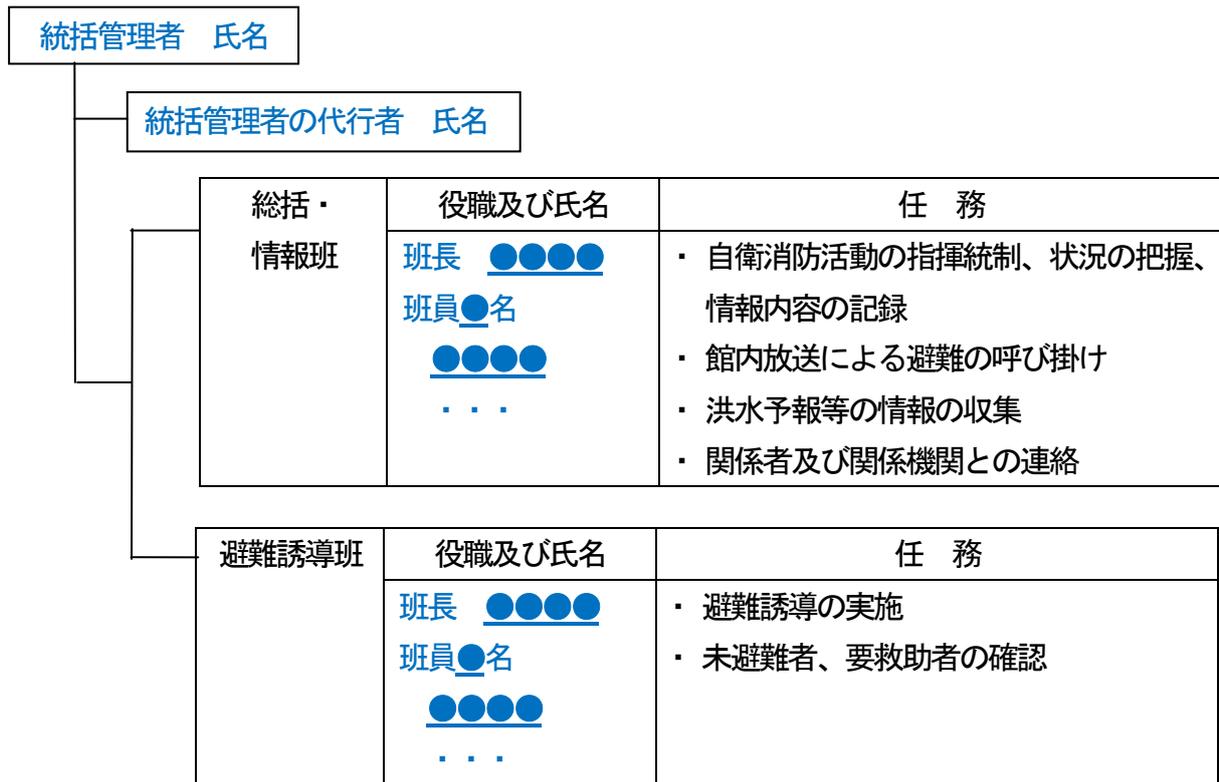
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行う。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 搬送具 ライフジャケット 蛍光塗料 水・食料 医薬品 寝具・防寒具 カルテのバックアップデータ（閲覧できる情報端末・電源含む）

別紙 1

【体制ごとの施設内緊急連絡網】

平日用（平時等）

休日（夜間等）

別紙2

避難経路（方向）図